石油ふろがまの共通の事項	排気筒の状態	排気筒先端の設置状態（構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。）	一		
		機器及び排気筒先端周辺の可燃物の有無			
		機器と排気筒の接続部の状態			
		耐震自動消火装置の状態			
		機器と燃料配管の接続部の状態			
		機器の燃料通路部			
		水通路部の状態			
		燃焼状態			
		空だき防止装置の状態			
		機器の外観			
	燃焼制御装置の状態				
	燃焼方式	（1）圧力噴霧式のもの			
		（2）その他のもの			

排気筒の状態	（1）排気筒が外れていないこと。	排気筒が機器から外れていないこと。	排気口の状態	排気口が板、ほこりその他の異物により閉塞していないこと。
	（2）排気筒に変形や損傷がないこと。	排気筒に変形又は損傷がないこと。		
	（3）排気筒の先端がほこりその他の異物により閉塞していないこと。	排気筒の先端が板、ほこりその他の異物により閉塞していないこと。		
排気筒先端が屋外に出ていること。				
機器周辺又は排気筒先端の周辺に可燃物（建物その他の構造物は除く。）がないこと。				
（1）機器と排気筒が確実に接続されていること。				
（2）機器と排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。				
耐震自動消火装置の回路を遮断した場合、燃焼を停止すること。				
機器と燃料配管の接続部から燃料漏れがないこと。				
機器の燃料配管から燃焼部までの燃料通路部のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れがないこと。				
水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。				
燃焼中に火炎の拡大、逆火、目に見える煙の発生その他の異常がないこと。				
浴槽に水を入れないで運転した場合、燃焼しないこと。				
（1）機器本体に損傷がないこと。				
（2）差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。				
機器くの燃料供給を停止して断火させた場合、燃焼を停止すること。				
—				
—				

附　則

（施行期日）

1　この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百十四号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により適用される法第三十二条の十五の規定に基づく点検を実施する場合におけるこの省令による改正前の経済産業省関係特定保守製品に関する省令別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第六十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第二項第一号の規定に基づき、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二十七日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令

様式第一の二（第一条の二関係）を次のように改める。

様式第一の二（第一条の二関係）

学校認定変更届出書

年　月　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定により次のとおり変更したいので届け出ます。

変更事項	
変更予定年月日	

備考１　関係学科目、履修単位の変更にあつては、変更後の様式第２又は様式第２の２の関係学科目別授業内容及び履修単位明細書を、教員関係の変更にあつては、変更後の様式第３の関係学科教員関係明細書を、実験設備又は実習設備の変更にあつては、変更後の様式第４又は様式第４の２の関係学科実験設備及び実習設備明細書を添付すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。